



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 4 月 25 日 (木 曜 日) 第 503 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の解除…………… (環境管理課) 1
- 歳入の収納の事務の委託…………… (山村・材振興課) 1
- 特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 2

頁

公 告

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の占有を制限する区域の指定…………… (“) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 3
- 入札公告…………… 3
- 選挙管理委員会告示
- 不在者投票のできる施設の指定変更…………… 4

告 示

宮崎県告示第 247号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年宮崎県告示第62号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域の所在地
別図のとおり（日向市大字日知屋字塩矢 16863番5の一部）
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に係る基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
汚染土壌の掘削による

宮崎県告示第 248号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材 産業改善資 金の貸付事 業に係る貸 付金の元利 償還金及び 違約金の収	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

納事務	組合名
	耳川広域森林組合
	西臼杵森林組合
	宮崎県木材協同組合連合 会
	日南製材事業協同組合
	都城地区製材業協同組合
	西都地区製材協同組合
	西都造林素材生産事業協 同組合

宮崎県告示第 249号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、令和6年11月1日から令和6年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

令和6年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる 特定計 量器	検査期日	検 査 時 間	検査場所	検査区域
質量計	6月3日	午前10時から 正午まで	木城町役 場	木城町
	6月5日	午前10時から 正午まで	旧都農高 等学校 (体育館)	都農町
	6月7日	午前10時から 午後2時30分まで	川南町役 場	川南町
	6月12日	午前10時から 正午まで	高鍋町体 育館	高鍋町
	6月14日	午後1時から 午後3時まで	西米良村 役場	西米良村

	6月19日 午前10時から 正午まで		新富町総 合交流セ ンター「 きらり」 大集会室	新富町					
	6月3日 から7月 31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計 量検定所	児湯郡全 域					
質量計	7月4日	午後1時30分から 午後4時まで	Gパーク 五ヶ瀬ド ーム駐車 場	五ヶ瀬町					
	7月5日	午前9時から 午前11時まで	高千穂町 中央体育 館	高千穂町					
	7月4日 から8月 31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計 量検定所	高千穂町 、五ヶ瀬 町全域					
質量計	7月10日	午前10時から 正午まで	須木総合 ふるさと センター	小林市須 木					
	7月12日	午前10時から 正午まで	高原町役 場	高原町					
	7月19日	午前10時から 午後2時30分まで	小林市野 尻庁舎	小林市野 尻					
	7月10日 から8月 31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計 量検定所	小林市野 尻、小林 市須木、 高原町全 域					
質量計	7月24日	午後1時から 午後3時まで	日之影町 役場	日之影町					
	7月24日 から8月 31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計 量検定所						
質量計	8月5日	午前10時から 正午まで	都城市沖 水地区公 民館	都城市 (高城町 、山之口 町、高崎 町、山田 町を除く 全域)					
	8月5日	午後1時30分から 午後3時30分まで	都城市庄 内地区公 民館						
	8月6日	午前10時から 午後2時30分まで	都城市小 松原地区 公民館						
	8月7日	午前10時から 午後2時30分まで	都城市小 松原地区 公民館						
	8月5日 から9月 30日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計 量検定所						
質量計	8月20日	午前9時30分から 午後2時30分まで		日南市役 所南別館	日南市				
	8月21日	午前9時30分から 正午まで		日南市役 所南別館					
	8月27日	午前9時30分から 正午まで		日南市北 郷町地域 振興セン ター					
	8月28日	午前10時から 正午まで		日南市南 郷町ハー トフルセ ンター					
	8月20日 から9月 30日まで	午前9時から 午後4時まで		宮崎県計 量検定所					
質量計	9月6日	午前10時30分から 午後2時30分まで		道の駅く しま市民 交流施設	串間市				
	9月6日 から10月 31日まで	午前9時から 午後4時まで		宮崎県計 量検定所					
質量計	9月11日	午後1時30分から 午後3時30分まで		延岡市島 野浦島開 発総合セ ンター	延岡市 (北方町 、北川町 、北浦町 を除く全 域)				
	9月12日	午前9時30分から 午後5時まで		延岡市中 小企業振 興センタ ー					
	9月13日	午前9時30分から 正午まで		延岡市中 小企業振 興センタ ー					
	9月11日 から10月 31日まで	午前9時から 午後4時まで		宮崎県計 量検定所					
備考									
上記日時のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日並びに正午から午後1時までを除く。									
宮崎県告示第 250号									
漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたと。									
令和 6 年 4 月 25 日									
宮崎県知事 河 野 俊 嗣									

同意成立の届出年月日	令和6年3月25日
発起人の住所及び氏名	延岡市 波越 博幸 延岡市 窪田 考伸
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して主に深海えびびき網漁業を行うもの及び総トン数10トン未満の漁船を使用して主にまき網漁業を行うもの

宮崎県告示第 251号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年4月25日から同年5月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3831番8地先から同郡同町同大字同字3828番2地先まで	旧	5.2～ 30.7	1,043 .8
				新	10.8～ 46.0	1,025 .5

宮崎県告示第 252号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年4月25日から同年5月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3831番8地先から同郡同町同大字同字3828番2地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和6年4月25日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年4月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 山 知 憲	宮崎市松山一丁目6番9号
理 事	島 村 幸 広	宮崎市高千穂通2丁目6番23号サーパス宮崎駅前 602号

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年4月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 物品 トナーカートリッジ等の単価契約
- (2) 納入期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (3) 納入場所 指定場所
- (4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (4) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (7) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。
- 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を令和6年6月5日(水)午後5時までに下記13の場所に提出(持参又は送付とするが、送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段に限り、令和6年6月5日(水)午後5時必着とする。)しなければならない。また、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 同等品審査について

基準品として示す商品以外の同等品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、令和6年6月5日(水)午後5時までに事前承認を受け、下記13の場所に提出しなければならない。
- 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

 - (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
 - (2) 申請書類の受付期間

令和6年4月25日(木)から令和6年6月5日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 6 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
 - (2) 期間 令和6年4月25日(木)から令和6年6月6日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 令和6年4月25日(木)から令和6年6月5日(水)

- まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
 - (2) 期限 令和6年6月7日(金)午前10時 送付にあっては、令和6年6月6日(木)午後5時必着とする。
 - (3) 方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段に限る。)
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
 - (2) 日時 令和6年6月7日(金)午前10時
- 10 入札保証金

宮崎県財務規則第 100条第2項の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法

予定価格以内で推定総金額が最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 入札に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Unit price contract of a Toner Cartridges and the other items. The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March, 2025.
 - (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 7 June, 2024 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 6. June, 2024)
 - (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110.

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

令和6年4月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名称	変更事由	新旧の別	変更内容
医療法人九州千	名称	新	医療法人九州千雅 介護老人

雅 介護老人保 健施設 螢呂苑		保健施設 螢呂苑
	旧	医療法人悠隆会 介護老人保 健施設 螢呂苑

--	--